

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年十二月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則八―一八―三三

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）			別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）		
種類ごとの	採用試験の	区分試験	種類ごとの	採用試験の	区分試験
		受験資格			受験資格

名称	国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）
行政	工学 デジタル 試験（院卒 者試験） 理工科学・物 理・地球科学 化学・生物・ 薬学 農業科学・水 産 農業農村工学 森林・自然環
一 第十九条の規	定により告知さ れた当該採用試 験の第二十四条 に規定する最終 の合格者を発表 する日の属する 年度（四月一日 から翌年の三月 三十一日までを いう。以下同 じ。）（以下

名称	国家公務員 採用総合職 試験（院卒 者試験）
行政	工学 デジタル 試験（院卒 者試験） 理工科学・物 理・地球科学 化学・生物・ 薬学 農業科学・水 産 農業農村工学 森林・自然環
一 第十九条の規	定により告知さ れた当該採用試 験の第一次試験 の日の属する年 度（四月一日か ら翌年の三月三 十一日までをい う。以下同 じ。）（以下 「試験年度」と いう。）の四月

国家公務員 採用総合職 試験（大卒 程度試験）	政治・国際 法律 経済 人間科学 デジタル	境	
次に掲げる者 イ（略） ロ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二	（略）	「試験年度」と いう。）の四月 一日における年 齢が三十歳未満 の者で次に掲げ るもの イ・ロ（略）	

国家公務員 採用総合職 試験（大卒 程度試験）	政治・国際 法律 経済 人間科学 デジタル	境	
次に掲げる者 イ（略） ロ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二	（略）	一日における年 齢が三十歳未満 の者で次に掲げ るもの イ・ロ（略）	

工学	十一歳未満の
数理学・物	者で次に掲げ
理・地球科学	るもの
化学・生物・	(1)・(2) (略)
薬学	(3) 教養の区
農業科学・水	分試験に
産	あつては、
農業農村工学	(1)及び(2)に
森林・自然環	掲げるもの
境	のほか、試
教養	験年度の四
	月一日にお
	ける年齢が

工学	十一歳未満の
数理学・物	者で次に掲げ
理・地球科学	るもの
化学・生物・	(1)・(2) (略)
薬学	(3) 教養の区
農業科学・水	分試験に
産	あつては、
農業農村工学	(1)及び(2)に
森林・自然環	掲げるもの
境	のほか、試
教養	験年度の四
	月一日にお
	ける年齢が

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(略)	
(略)	
(略)	十九歳又は 二十歳の者

(略)	
(略)	
(略)	二十歳の者